防　犯　活　動　推　進　地　区　指　定　要　綱

第１　目的

　　この要綱は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成１７年北海道条例第８号）第１３条の規定に基づき、防犯活動推進地区（以下「推進地区」という。）の指定に関し、必要な事項を定める。

第２　推進地区の指定の要件

　　推進地区は、犯罪のない安全で安心な地域づくりについて、他の模範となると認められる次の地区とする。

　１　犯罪発生件数の多い地区又は増加が著しい地区

　２　防犯活動に対する取組意欲が高いと認められる地区

　３　防犯活動に対する取組が継続して実施されると期待できる地区

　４　その他、推進地区として指定することが必要と認められる地区

第３　公募及び指定手続

　１　知事は、推進地区の指定に当たって、防犯活動推進地区公募要領を定め、推進地区を公募する。

　２　推進地区の応募は、市町村の長の申出によるものとし、当該申出には、別記第１号様式の防犯活動推進地区申出書及び別記第２号様式の防犯活動実施計画（以下「実施計画」という。）を提出する。

　３　知事は、推進地区の指定の申出を受けたときは、当該申出の内容を審査し、第２の推進地区の指定の要件に該当すると認めたときは、速やかに推進地区の指定の決定をする。

第４　指定期間

　　推進地区の指定期間は、原則１年以内とする。

第５　指定の解除

　　知事は、実施計画の内容に沿った活動が適切に行われないなど、著しく不適当と認めるときは、推進地区の指定の解除をすることができる。

第６　指定の通知及び公表

　１　知事は、推進地区の指定を決定したときは、速やかに当該申出者に対し、文書により通知するとともに、その旨を公表する。

　２　前項の規定は、指定の解除について準用する。

第７　推進地区への支援等

　１　道は、市町村が実施計画に基づく防犯活動を実施しようとするときは、市町村と協議のうえ、推進地区における犯罪のない安全で安心な地域づくりに関し、必要な支援の措置を講ずる。

　２　指定を受けた市町村は、道と連携を図り、道民、各種団体、事業者等との協働により、推進地区における犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進し、各種防犯活動の実施に努める。

第８　実施計画の報告

　　指定を受けた市町村の長は、推進地区の指定期間終了後、別記第３号様式の防犯活動推進地区活動記録簿による活動内容を集約し、速やかに別記第４号様式の防犯活動推進地区活動実施報告書を知事に提出する。

　附則

　この要綱は、平成１７年　７月１３日から施行する。

　この要綱は、令和　３年　２月　５日から施行する。